

## 最高裁の『君が代』の起立斉唱命令“合憲”判決に抗議する（談話）

2011年6月1日

日本高等学校教職員組合（日高教）

書記長 藤田 新一

（1）最高裁第2小法廷（須藤正彦裁判長）は5月30日、卒業式で教職員に「日の丸」へ向って起立し、「君が代」を斉唱するよう指示した校長の職務命令が、憲法19条の思想・良心の自由を制約し、違憲かどうか争われた訴訟の上告審判決を言い渡しました。「職務命令は間接的な制約に当たるが、必要性や合理性があり、思想・良心の自由を侵害しない」として“合憲”の判断を示しました。

（2）本判決には、長文の補足意見がつけました。須藤裁判長は、「本件の職務命令のような不利益処分を伴う強制が、無用な混乱を生じさせ、教育現場を萎縮させるのであれば、教育の生命が失われることにもなりかねない。思想、良心の自由の重みに照らし、命令に踏み切る前に、寛容の精神の下に可能な限りの工夫と慎重な配慮が望まれる」と補足意見を述べています。また、千葉勝美裁判官は「司法が職務命令を合憲、有効として決着させることが、必ずしもこの問題を社会的にも最終的な解決へ導くことになるとはいえない。国旗国歌に対する姿勢は思想信条に関連する微妙な領域の問題だ。国旗国歌が、強制的ではなく、自発的な敬愛の対象となるような環境を整えることが何よりも重要である。」と補足意見を表明しています。

（3）この判決の特徴は、「起立斉唱」を求める職務命令は、「間接的な制約」であることから“合憲”だと断定していることです。この論法は、一方では「職務命令」が思想・良心の自由を侵害する恐れがあることへの警鐘ですが、他方ではいくつもの問題を生み出しています。

第1の問題は、「君が代・起立斉唱」の職務命令による思想・良心の自由の侵害には、「間接」も「直接」もないということです。判決は「世界観や歴史観の否定」「特定の思想の強制・禁止」でなければ侵害には当たらず、「自らの歴史観にもとづかない行動を求められる」ことは「間接的な制約」だと主張しますが、自らの信念や信条に反する行動を強制されることは、文字通りの憲法19条違反です。判決の「間接的な制約」論は、結果的には職務命令の正当化に他なりません。

第2の問題は、憲法判断で重要なのは、憲法の諸原則に照らして下位法やそれにもとづく行政行為に逸脱や違反がないかを判断すべきものです。判決は、地方公務員法、学校教育法、学習指導要領まで憲法と同列に扱うことによって、憲法の大原則を犠牲にする結果を招いています。

第3の問題は、憲法の諸原則に照らして下位法を批判的に検討する姿勢が全くなく、学校教育法や学習指導要領が無条件の前提になっていることです。戦前の軍国主義による教育の支配や、教育基本法改悪の経過からもわかるように、教育は、教育の国家統制、教職員の管理・統制強化をねらう政治勢力の攻撃にさらされてきました。その結果、教育の自由が大きく制限され、憲法と教育の条理に即した教育が大きな制約を受けています。憲法の諸原則に

立ち返って判断するのであれば、「日の丸・君が代」の押しつけに至る歴史的な検討こそ求められるのです。判決は、権力的な管理・統制が横行する教育の現場について、憲法原則にもとづいた検証を行なうことを避けて通ったといわざるをえません。

(4)「日の丸・君が代」押しつけをめぐるのは、大阪府議会の「大阪維新の会」が提出した「起立斉唱」条例案との関係も指摘しておく必要があります。「大阪維新の会」の条例案は、「職務命令」だけでは飽き足らず、法律と同じ効力をもつ条例によって強制的に「起立斉唱」させ、従わない者は懲戒免職も辞さないという点で、文字通り憲法19条を正面から踏み破る違憲立法そのものです。今回の判決は、命令に反した場合に過度なペナルティーを科すことまで容認したわけではなく、なんら条例案の正当化の根拠にはなるものではありません。大阪府の中西教育長も「条例による義務づけは必要ない」と述べているように、橋下知事がめざすような、命令に違反した場合に懲戒免職とする措置は「裁量権の乱用」であり、断じて認められるものではありません。

日高教は、最高裁の不当な判決を許さず、憲法の諸原則と教育の条理にもとづく教育の実現のために、父母・教職員の共同を基礎に、国民との幅広い運動をすすめることを、あらためて表明するものです。

以 上